

第73期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー25階
TKPガーデンシティPREMIUM
横浜ランドマークタワー バンケットルームB

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

※株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。

※当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

目次

第73期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	13
計算書類	32
監査報告	44

株 主 各 位

証券コード 6907
2026年6月10日
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

ジオマテック株式会社
代表取締役社長 **松崎 建太郎**

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.geomatec.co.jp/ir/stock/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会資料」をご選択のうえ、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6907/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジオマテック」又は「コード」に当社証券コード「6907」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使等についてのご案内」に従って、2026年6月25日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 横浜ランドマークタワー25階 TKPガーデンシティPREMIUM横浜ランドマークタワー バンケットルームB ご来場の際は末尾の「ご案内図」をご参照ください。
3 目的事項	報告事項 第73期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になりますのでご了承ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

【当社ウェブサイト】

<https://www.geomatec.co.jp/ir/stock/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6907/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード
見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第3号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

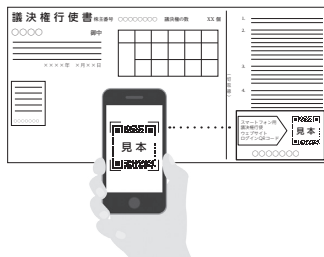
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

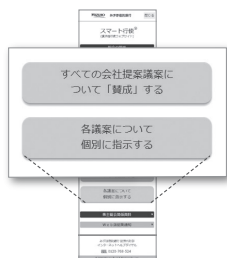
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

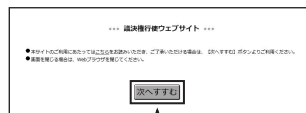
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

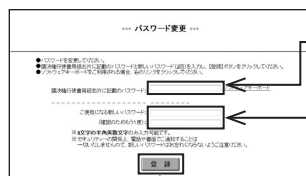
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ておりません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	まつ ざき けん たろう 松 崎 建太郎	代表取締役社長兼CEO 内部監査室担当	再任
2	たか はし かず あき 高 橋 一 晃	取締役執行役員兼CPO 製造・技術本部長、金成製造部、赤穂製造部、 東京製造部、生産管理部担当	再任
3	さ とう こう じ 佐 藤 浩 二	執行役員兼CAO 管理本部長、経営総務部、人事部担当	新任
4	さかき だい すけ 榊 大 輔	執行役員兼CMO 営業・事業推進本部長、営業部担当	新任

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

まつざき けんたろう
松崎 建太郎

(1977年6月27日生) 所有する当社の株式数…………… 429,500株

再任

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職状況)]

- 2000年9月 当社入社
 - 2007年6月 当社取締役執行役員経営企画室長兼R&Dセンター・システム開発部担当
 - 2008年10月 当社取締役副社長執行役員経営企画室長兼R&Dセンター・営業部・システム開発グループ担当
 - 2010年10月 当社代表取締役社長
 - 2017年4月 当社代表取締役社長兼CEO
 - 2020年4月 当社代表取締役社長兼CEO内部監査室・情報システム部・国内営業部・海外営業部担当
 - 2020年9月 当社代表取締役社長兼CEO内部監査室・情報システム部担当
 - 2021年4月 当社代表取締役社長兼CEO内部監査室担当(現任)
- 現在に至る

[取締役候補者とした理由]

執行役社長として、取締役会の審議事項に密接に関連する業務執行を統括していることから、当社経営に対する監督を行う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

2

たかはし かずあき
高橋 一晃

(1972年1月8日生)

所有する当社の株式数…………… 3,300株

再任

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職状況)]

- 1990年3月 当社入社
 - 2019年4月 当社生産管理部長
 - 2022年4月 当社執行役員兼CPO生産管理部長、金成工場、赤穂工場、購買部担当
 - 2024年4月 当社執行役員兼CPO生産管理部、金成工場、赤穂工場担当
 - 2024年6月 当社取締役執行役員兼CPO生産管理部、金成工場、赤穂工場担当
 - 2026年4月 当社取締役執行役員兼CPO製造・技術本部長、金成製造部、赤穂製造部、東京製造部、生産管理部担当(現任)
- 現在に至る

[取締役候補者とした理由]

生産管理及び製造管理の担当執行役として、当社経営を担ってきた幅広い経験・見識から、当社経営に対する監督を行う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

3

佐藤 浩二 (1976年2月17日生)

所有する当社の株式数…………… 2,500株

新任

[略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）]

1998年4月 当社入社
2019年4月 当社国内営業部長
2020年10月 当社執行役員国内営業部、海外営業部担当
2022年4月 当社執行役員兼CMO営業部、モビリティ推進部担当
2024年4月 当社執行役員兼CMO事業開発部担当
2026年4月 当社執行役員兼CAO管理本部長、経営総務部、人事部担当（現任）
現在に至る

[取締役候補者とした理由]

営業・販売及び事業開発の担当執行役として、当社経営を担ってきた幅広い経験・見識から、当社経営に対する監督を行う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

4

榊 大輔 (1975年8月2日生)

所有する当社の株式数…………… 2,700株

新任

[略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）]

1998年4月 当社入社
2019年4月 当社製造技術部長
2022年4月 当社執行役員兼CeO製造技術部、施設部担当
2024年4月 当社執行役員兼CSO営業部、モビリティ推進部担当
2026年4月 当社執行役員兼CMO営業・事業推進本部長、営業部担当（現任）
現在に至る

[取締役候補者とした理由]

製造技術及び営業・販売の担当執行役として、当社経営を担ってきた幅広い経験・見識から、当社経営に対する監督を行う取締役として適任と判断しております。

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当等	属性
1	まつもと さくた 松本 作太	常勤監査等委員である取締役	再任
2	さわぐち まなぶ 澤口 学	監査等委員である社外取締役	再任 社外 独立
3	てらにし ひさと 寺西 尚人	監査等委員である社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

まつもと さくた
松本 作太

(1964年3月14日生)

所有する当社の株式数……………

8,300株

再任

[略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）]

1987年3月 当社入社
2011年4月 管理部長
2013年6月 当社執行役員管理部長
2017年9月 当社執行役員兼CH〇人事部長
2024年4月 当社顧問
2024年6月 当社常勤監査等委員である取締役（現任）
現在に至る

[取締役候補者とした理由]

当社事業における豊富な知識と経験を有しており、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言ができるものと判断しております。

候補者番号

2

さわぐち まなぶ
澤口 学

(1959年10月16日生)

所有する当社の株式数……………

0株

再任

[略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）]

2016年6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）
2017年4月 早稲田大学理工学術院非常勤講師（現任）
2018年4月 立命館大学大学院テクノロジーマネジメント研究科客員教授
2019年4月 立命館大学大学院テクノロジーマネジメント研究科教授（現任）
2020年4月 東北大学大学院工学研究科客員教授
現在に至る

[取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

大学で教鞭を執られる教授であり、教授としての見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したからであります。

なお、澤口 学氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、産業経営学を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号

3

てらにし ひさと
寺西 尚人 (1958年1月17日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

再任

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職状況)]

- 1980年10月 監査法人太田哲三事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所
- 1992年7月 寺西公認会計士事務所代表(現任)
- 1992年11月 ティー・アカウンティング株式会社代表取締役(現任)
- 2006年6月 当社監査役
- 2016年6月 当社監査等委員である社外取締役(現任)
- 現在に至る

(重要な兼職の状況)

- 寺西公認会計士事務所代表
- ティー・アカウンティング株式会社代表取締役

[取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断したからであります。

なお、寺西尚人氏は直接企業経営に関与されており、また当社以外の企業でも社外監査役を経験されるなど、企業経営についての幅広い知識と高い見識を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 澤口 学氏並びに寺西尚人氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 澤口 学氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(取締役)であったことがあります。
- (2) 寺西尚人氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
3. 当社と上記候補者とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、上記候補者の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険によって補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、澤口 学氏並びに寺西尚人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、あらためて両氏を独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

た か や ま
高山

あ き ら
烈

(1976年1月14日生) 所有する当社の株式数……………

0株

[略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）]

2001年11月 司法試験合格
2002年4月 司法研修所入所
2003年9月 司法研修所卒業
2003年10月 竹田真一郎法律事務所入所
2008年11月 竹田真一郎法律事務所及び高山満法律事務所の合併により竹田・高山法律事務所開所
2013年10月 オンサイト法律事務所開所
2019年8月 銀座中央総合法律事務所入所（現任）
現在に至る

[補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

弁護士としての高度な専門知識と幅広い経験を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査業務に活かしていただけるものと判断したからであります。

なお、高山 烈氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 高山 烈氏は、当社と法務等に関する顧問契約を締結しております。
2. 高山 烈氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 高山 烈氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額となります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険によって補填することとしております。高山 烈氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考)

本株主総会後の取締役会のスキルマトリックス (予定)

氏名	地位	企業経営 経営戦略	テクノロジー	営業 マーケティング	財務 /会計	人事労務 /人材開発	法務/ リスクマネジメント	ESG・ SDGs	グローバル /多様性	DX
松崎建太郎	代表取締役 社長兼CEO	○		○	○				○	
高橋一晃	取締役 執行役員兼CPO		○					○		
佐藤浩二	取締役 執行役員兼CAO		○	○						○
榊大輔	取締役 執行役員兼CMO		○	○						
松本作太	常勤監査等委員					○	○			
澤口学	社外監査等委員	○	○	○					○	
寺西尚人	社外監査等委員				○		○	○		
高山烈	補欠の 社外監査等委員				○	○	○			

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や設備投資需要の底堅さに加え、インバウンド需要の回復が景気を下支えし、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、地政学的リスクの長期化に加え、年度後半における中東情勢の急速な緊迫化による資源価格の上昇や物流停滞の懸念、さらには米国通商政策の不確実性や物価上昇などから、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社を取り巻く事業環境は、当社の主力製品であるディスプレイが用いられる自動車市場において、中国市場での競争激化に伴う減産影響から持ち直しの動きが見られディスプレイ関連製品の受注は堅調に推移いたしました。また、半導体市場におきましては、生成AI関連投資の拡大やデータセンター需要の増加を背景に、半導体需要は引き続き堅調に推移いたしました。一方で、電子部品市場におきましては、産業機器向けは堅調に推移いたしました。民生機器向け需要は弱含みで推移いたしました。

この結果、売上高は6,008百万円（前期比13.8%増）となりました。損益につきましては、売上高の増加や生産性向上に努めたことなどから、営業利益は341百万円（前期比5.4%増）、経常利益は429百万円（前期比17.3%増）となりました。また、固定資産売却益32百万円、投資有価証券売却益25百万円などを特別利益に計上いたしました。さらに、今後の業績見通しを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、回収が見込まれる部分について繰延税金資産を計上し、法人税等調整額（益）に186百万円を計上いたしました。

以上の結果、当期純利益は638百万円（前期比77.2%増）となりました。

品目別概況

当社は、成膜加工関連事業の単一セグメントであるため、品目別に記載しております。

また、当事業年度より品目区分を変更しており、従来、「モビリティ」として区分していた車載向けや交通インフラ関連の製品は、製品の性質によりそれぞれ「ディスプレイ」、「半導体・電子部品」、「その他」の区分に含める方法に変更いたしました。このため、前期比については、前期の数値を変更後の区分に組み替えて比較しております。

ディスプレイ

<主要な事業内容>

主に液晶ディスプレイパネル、タッチパネル、カバーパネル、その他ディスプレイ基板への薄膜製品

売上高

2,855百万円

(前事業年度比16.5%増)

ディスプレイ向け薄膜製品は、車載向け液晶ディスプレイパネル用帯電防止膜の受注は低調に推移したものの、カバーパネル用反射防止・防汚膜の受注は下期後半にかけて大きく増加いたしました。

この結果、売上高は2,855百万円（前期比16.5%増）となりました。

半導体・電子部品

<主要な事業内容>

主に半導体関連製品やエネルギー関連部材、ヒーター・センサー部品、各種電子部品への薄膜製品

売上高

1,876百万円

(前事業年度比31.9%増)

半導体・電子部品向け薄膜製品は、テストウエハー向けを中心に受注が安定的に推移いたしました。また、監視カメラや産業用プリンターヘッド、次世代エネルギー向けなど、用途拡大が期待される分野の受注は引き続き堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は1,876百万円（前期比31.9%増）となりました。

その他

売上高
1,277百万円

(前事業年度比9.3%減)

<主要な事業内容>

g.moth®やg.slip®などのナノ構造体製品、ディスプレイや半導体・電子部品に含まれない薄膜製品、成膜加工関連部材、表面加工ソリューション取引等

その他の薄膜製品につきましては、g.moth®やg.slip®などのナノ構造体製品の売上や各種テスト基板向けの受注は安定的に推移いたしました。また、成膜加工関連部材の売上は大幅に増加いたしました。一方で、装置販売ソリューション関連の取引実績は当期においてはございませんでした。

この結果、売上高は1,277百万円（前期比9.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は176百万円であります。

その主なものは、金成工場及び赤穂工場の製造設備148百万円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中においては、増資または社債発行等、特記すべき資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

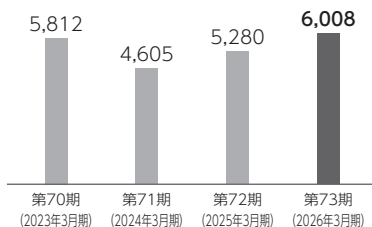
⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

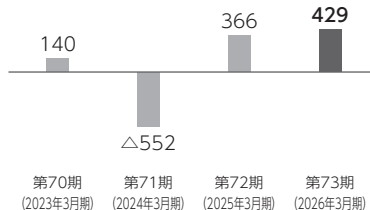
売上高

(単位：百万円)



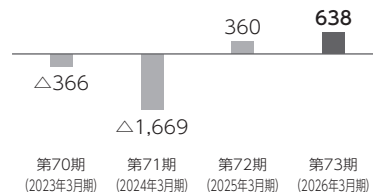
経常利益 又は経常損失 (△)

(単位：百万円)



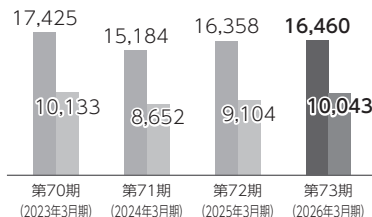
当期純利益 又は当期純損失 (△)

(単位：百万円)



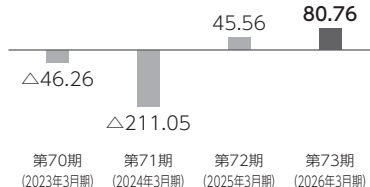
総資産/純資産

(単位：百万円)



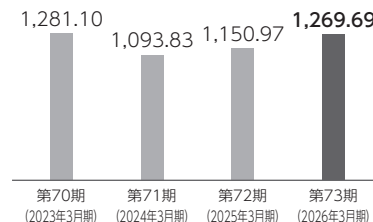
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



		第70期 (2023年3月期)	第71期 (2024年3月期)	第72期 (2025年3月期)	第73期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	5,812	4,605	5,280	6,008
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	140	△552	366	429
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	△366	△1,669	360	638
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△46.26	△211.05	45.56	80.76
総資産	(百万円)	17,425	15,184	16,358	16,460
純資産	(百万円)	10,133	8,652	9,104	10,043
1株当たり純資産額	(円)	1,281.10	1,093.83	1,150.97	1,269.69

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数を除いた期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社はこれまでマーケットインとプロダクトアウトの戦略に基づき、「薄膜技術」を強化し成長を図ってまいりましたが、今後はこの経営志向をさらに発展させ、従来の薄膜技術に加え、顧客ニーズに応じた生産技術の強化と経営資源の最大活用によって顧客の利便性および当社の収益性の向上を目指す「薄膜技術＋生産技術」という当社の強みを活かし企業成長に取り組んでまいります。

当社が現在認識している課題と対策は次のとおりであります。

① コア事業の強化

当社の主力製品であるディスプレイなどの薄膜加工製品については、既存設備を有効に活用するとともに、原価低減と価格戦略の見直しを進めることで、収益性および資産効率の改善を図っております。

② 戦略事業、新規事業の強化

成長が期待される製品・市場に向けて、これまで培ってきた薄膜技術および生産技術を活かし、顧客に対して高い利便性を提供することで、事業の拡大と収益性の向上に取り組んでおります。

③ 人的資本の強化

教育制度および評価制度の整備を進め、あるべき姿の実現に向けた人材の確保と組織能力の向上に取り組んでおります。

また、社員がいきいきと活躍できる職場環境の整備を目指し、企業風土改革にも継続して取り組んでおります。

④ 経営基盤の強化

経営の高度化を実現するため、デジタル基盤の強化を進めております。

あわせて、財務基盤の安定と資本効率の向上を図りつつ、成長領域への戦略的投資を推進しております。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、ディスプレイ、半導体・電子部品、その他の品目向け製品の製造・販売、成膜関連部材の販売、成膜関連サービスの提供等を行っております。

当社の事業内容は次のとおりであります。

事業内容	主要製品等
ディスプレイ	主に液晶ディスプレイパネル、タッチパネル、カバーパネル、その他ディスプレイ基板への薄膜製品
半導体・電子部品	主に半導体関連製品やエネルギー関連部材、ヒーター・センサー部品、各種電子部品への薄膜製品
その他	g.moth [®] やg.slip [®] などのナノ構造体製品、ディスプレイや半導体・電子部品に含まれない薄膜製品、成膜加工関連部材、表面加工ソリューション取引等

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	神奈川県横浜市	金成工場	宮城県栗原市
R&Dセンター	東京都大田区	赤穂工場	兵庫県赤穂市

(注) R&Dセンターは2026年4月1日付で東京工場に名称変更しております。

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
296名	17名減	45.5歳	23.7年

(注) 上記使用人には、臨時雇用57名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社きらぼし銀行	993,200千円
株式会社三菱UF J銀行	370,019
みずほ信託銀行株式会社	182,550
株式会社三井住友銀行	148,290
株式会社みずほ銀行	43,302

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 21,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,152,400株
 (自己株式1,242,124株を含む)
 (3) 株主数 3,566名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社松崎興産	1,330,000株	16.81%
株式会社SBI証券	450,877株	5.70%
松崎建太郎	429,500株	5.43%
株式会社きらばし銀行	394,800株	4.99%
株式会社三菱UFJ銀行	303,800株	3.84%
明治安田生命保険相互会社	154,000株	1.94%
鳥井俊和	140,000株	1.77%
森安英雄	135,100株	1.70%
ジオマテック従業員持株会	107,880株	1.36%
梅田泰行	107,100株	1.35%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,242,124株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	松崎建太郎	内部監査室担当
取締役執行役員兼CFO	河野淳	経理財務部、経営総務部、人事部担当
取締役執行役員兼CPO	高橋一晃	生産管理部、金成工場、赤穂工場担当
取締役（監査等委員・常勤）	松本作太	
取締役（監査等委員）	澤口学	
取締役（監査等委員）	寺西尚人	公認会計士・税理士 寺西公認会計士事務所代表 ティー・アカウンティング株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）澤口学氏及び寺西尚人氏は社外取締役であります。
 2. 取締役（監査等委員）寺西尚人氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計等に関する知見を有しております。
 3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松本作太氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 4. 当社は、取締役（監査等委員）澤口学氏及び寺西尚人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、一年ごとに契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、代表取締役から当事業年度に係る取締役の個人別の報酬案を受け、その報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監査機能を担う監査等委員である取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じ、営業利益の1.5%を総額の上限として算出された額を毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、経営計画と整合するよう策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、適正な割合とすることを基本方針とする。取締役個人別の報酬の額に対する割合については、役位、職責などを総合的に勘案して決定するものとする。
- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた貢献度による配分とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	25,434	25,434	—	—	3
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14,991 (6,360)	14,991 (6,360)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	40,425 (6,360)	40,425 (6,360)	— (—)	— (—)	6 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第63期定時株主総会において、年額160,000千円以内 (うち社外取締役分10,000千円以内) と決議いただいております。なお、報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、3名です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第63期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名です。
4. 取締役会は、代表取締役社長兼CEO松崎建太郎 (内部監査室担当) に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての貢献度を測るには代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）寺西尚人氏は、寺西公認会計士事務所の代表及びティー・アカウンティング株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社は寺西公認会計士事務所及びティー・アカウンティング株式会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 澤口 学	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、主に産業経営学の見地から教授として、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度開催の監査等委員会8回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門の見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 寺西尚人	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、公認会計士・税理士として主に財務・会計の見地から専門的な意見を積極的に述べるなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度開催の監査等委員会8回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門の見地から適宜、必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,900千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、持続的な成長に必要な企業・人材育成の原点である「Be Professional」を制定し、当社の企業理念に基づいた行動規範を整備・共有するとともに、当社全体におけるコンプライアンスの徹底を率先して実行します。また、社会情勢の変化や事業活動の変化等に応じて社内規程の見直しと改定を定期的に行い、遵守することで適正な職務執行を行います。
- (2) 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として、取締役会を構成する取締役として社外取締役を選任し、取締役会の決議の公平性及び透明性を図ります。また、取締役の職務執行は監査等委員会の監査対象であり、監査等委員会の定める方針及び分担に従い監査を実施します。
- (3) 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、取締役等及び使用人を含めた行動の規範として「企業行動規範」を定めて遵守します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理します。特に重要な情報については永久保存とし、取締役は常時これらの記録を閲覧できるようにします。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎として経営リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には当該規程に従い迅速かつ適切に対応します。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、社長を責任者とした対策本部を設置し迅速な対応で被害を最小限に止めます。また、対策本部は必要に応じて弁護士等に助言を求め、最適な方策を実施します。
- (3) 想定される各種リスクを定性的・定量的に把握する体制の整備及び人材育成を計画的に実施します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会規程、組織規程、職務権限規程に基づき、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制をとります。

(2) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて開催します。

経営戦略等に係わる重要事項については事前に関連執行役員を交えた経営会議にて議論を行い、その審議を経て執行決定を行います。

(3) 当社は、取締役会の決定に基づく職務執行については、組織規程、職務権限規程においてそれぞれの責任者及び責任範囲、執行手続の詳細について定めます。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス委員会を設置し、「企業行動規範」を定めて法令・定款違反行為等を未然に防止します。また、使用人へのコンプライアンス教育を計画的に実施します。

(2) 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を設置します。

(3) 取締役は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会並びに取締役会に報告します。

(4) 法令・定款違反、その他のコンプライアンスに関する事案について、コンプライアンス委員会または監査等委員に直接通報できる内部通報窓口及び顧問弁護士に直接通報できる外部窓口を設けています。また、コンプライアンス委員会は必要に応じて弁護士等外部の助言を受け、適正な処理案を作成し、取締役会へ上申します。

(5) 監査等委員会は、コンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めます。

(6) 反社会的勢力による不当要求等に対応する所管部門を経営総務部と定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等を整備し、反社会的勢力には警察関係機関と連携して毅然と対応します。

6. 当社における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の内部監査室は、当社の内部監査を計画的に実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告し、状況に応じて必要な管理を行います。

- (2) 当社に適用する行動指針として、「企業行動規範」を展開します。当社による経営管理を実施し必要に応じてモニタリングを行います。取締役及び使用人は当社において法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には、監査等委員会並びに取締役会に報告します。
- (3) 当社において、当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反するなどコンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに内部監査室またはコンプライアンス委員会に報告します。内部監査室またはコンプライアンス委員会は直ちに監査等委員会及び取締役会に報告を行い、監査等委員会は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができることとします。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務の補助については、必要に応じて内部監査室及び経営総務部が対応することとします。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、解任、異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会がこれを定めることとし、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の職務を補助する使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力することとします。
- (4) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができることとします。

8. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び会社の業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に都度報告を実施するものとする。前記に関わらず監査等委員会はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- (2) 監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人の執行状況を把握します。監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人や内部監査室と情報交換を行うなどの連携を図ります。
- (3) 内部通報に関する規則を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反等コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保します。
- (4) 第1項の報告者に対し、報告を理由とした不利益な取扱いをしない旨、当社のコンプライアンス企業行動規範に内部通報制度を定めて遵守を図ります。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査等委員である取締役からの申請に基づき適切に行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、体制の整備を開始した当初より、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告いたしております。また、確認調査の結果や内部統制システムの運用上見出された問題点等については、是正措置及び改善措置を行い、必要に応じて実施された再発防止策への取り組み状況を確認し、取締役会へ報告を実施することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

また、リスク管理体制につきましては、担当部署ごとによる対応を基本とする体制をとっておりますが、対応状況により管理責任者を定め社長を中心とした対策本部を設置し、新たに発生する重要なリスクへの対応を図る体制をとっております。

以上のことから、第73期事業年度末の時点で当社は、内部統制システムの整備と運用状況を評価した結果、基本方針に基づいて内部統制システムが適切に整備され、運用されているものと判断いたしました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位への利益還元を充実させていくことを経営の基本方針としております。

利益配分につきましては、業績を考慮しつつ安定的な配当を実施してまいりますとともに、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を確保してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これら剰余金の配当等の決定機関は、定款上で取締役会の決議によって行うことができる旨を定めておりますが、期末配当については原則として株主総会に諮ることとし、中間配当については取締役会で決議するものとしております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、配当の原資となる利益剰余金がマイナスとなっており、誠に遺憾ではございますが無配とせざるを得ない状況にあります。

次期の配当につきましても、早期に復配できるよう業績回復に全力を尽す所存ですが、配当可能原資を確保できるまでの間、無配とさせていただく見込みであります。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,539,533
現金及び預金	3,729,857
受取手形	43,165
電子記録債権	284,803
売掛金	3,954,223
有価証券	300,000
商品及び製品	81,596
仕掛品	597,577
原材料及び貯蔵品	1,467,209
前払費用	52,352
未収入金	3,683
その他	25,394
貸倒引当金	△330
固定資産	5,920,812
有形固定資産	2,012,110
建物	706,152
構築物	5,615
機械及び装置	392,869
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	50,185
土地	786,290
リース資産	0
建設仮勘定	70,996
無形固定資産	162,101
ソフトウェア	155,849
その他	6,252
投資その他の資産	3,746,600
投資有価証券	2,760,247
投資不動産	465,533
長期貸付金	17,759
敷金	67,868
保険積立金	361,480
繰延税金資産	63,214
その他	10,500
貸倒引当金	△3
資産合計	16,460,346

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,039,708
買掛金	3,770,383
1年内返済予定の長期借入金	630,580
リース債務	1,364
未払金	207,963
未払費用	141,044
未払法人税等	56,924
賞与引当金	107,604
その他	123,841
固定負債	1,377,005
長期借入金	1,106,781
リース債務	694
退職給付引当金	246,531
役員退職慰労引当金	5,100
その他	17,897
負債合計	6,416,713
純資産の部	
株主資本	9,295,964
資本金	4,043,850
資本剰余金	8,297,350
資本準備金	8,297,350
利益剰余金	△1,734,069
利益準備金	182,170
その他利益剰余金	△1,916,239
繰越利益剰余金	△1,916,239
自己株式	△1,311,165
評価・換算差額等	747,667
その他有価証券評価差額金	747,667
純資産合計	10,043,632
負債・純資産合計	16,460,346

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位: 千円)

科目	金額
売上高	6,008,753
売上原価	4,545,879
売上総利益	1,462,873
販売費及び一般管理費	1,121,649
営業利益	341,223
営業外収益	132,587
受取利息及び受取配当金	36,822
為替差益	27,701
不動産賃貸料	30,261
設備賃貸料	15,401
その他	22,400
営業外費用	44,521
支払利息	22,193
不動産賃貸費用	21,016
その他	1,312
経常利益	429,289
特別利益	265,680
固定資産売却益	32,471
投資有価証券売却益	25,268
補助金収入	207,941
特別損失	207,955
固定資産圧縮損	207,941
投資有価証券評価損	14
税引前当期純利益	487,013
法人税、住民税及び事業税	34,350
法人税等調整額	△186,182
当期純利益	638,845

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		利益剰余金合計	
2025年4月1日 残高	4,043,850	8,297,350	8,297,350	182,170	△2,555,084	△2,372,914	△1,311,155	8,657,129
事業年度中の変動額								
当期純利益					638,845	638,845		638,845
自己株式の取得							△10	△10
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	638,845	638,845	△10	638,834
2026年3月31日 残高	4,043,850	8,297,350	8,297,350	182,170	△1,916,239	△1,734,069	△1,311,165	9,295,964

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日 残高	447,379	447,379	9,104,509
事業年度中の変動額			
当期純利益			638,845
自己株式の取得			△10
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	300,288	300,288	300,288
事業年度中の変動額合計	300,288	300,288	939,123
2026年3月31日 残高	747,667	747,667	10,043,632

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、なお、「取得価額」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益として投資有価証券を加減する方法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品…………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物15～31年、機械及び装置8年であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

③リース資産…………… 定額法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④投資不動産…………… 定額法

ただし、工具、器具及び備品については、定率法によっております。
なお、主な耐用年数は、建物22～47年であります。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③役員賞与引当金……………

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度末において役員賞与引当金は計上しておりません。

- ④退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日付から費用処理することとしております。
 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- ⑤役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、2007年6月28日開催の定時株主総会をもって、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これにより、同日以降、新たな役員退職慰労引当金の繰入を行っておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社では、主に真空成膜加工に関連した製品及び商品をディスプレイ、半導体・電子部品などの種類別に国内外の顧客に販売しております。原則として製品及び商品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

国内の顧客に販売する取引は、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が短期間であるため、工場からの出荷時点において収益を認識しております。また、国外の顧客に販売する取引は、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、リベート等を控除した金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、顧客から原材料等を有償支給される取引については、当該取引価格から有償支給材料代金を控除した純額を収益として認識しております。

また、顧客への商品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、当該取引価格から第三者に対する支払額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

ディスプレイ	2,855,134
半導体・電子部品	1,876,337
その他	1,277,281
顧客との契約から生じる収益	6,008,753
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,008,753

(注) 従来、「モビリティ」として区分していた車載向けや交通インフラ関連の製品は、製品の性質によりそれぞれ「ディスプレイ」、「半導体・電子部品」、「その他」の区分に含める方法に変更いたしました。

(2) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,165,307
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,282,192
契約負債（期首残高）	12,092
契約負債（期末残高）	19,572

当社の契約負債については、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い概ね短期間で取崩されます。当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、12,092千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成にあたり、当社経営者は将来に関する合理的な見積り及び仮定の設定を行っておりますが、その見積り及び仮定には不確実性が存在し、実際の結果と異なる可能性があります。当事業年度において経営者の見積り及び判断を行った項目のうち、翌事業年度に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,012,110千円
無形固定資産	162,101千円
投資不動産	465,533千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

固定資産の減損損失計上の要否は、収益性低下により減損の兆候があると判定された資産グループについて減損損失の認識の判定を実施しております。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しており、回収可能価額は使用価値又は正味売却価額のいずれか高い価額により算定することとしております。なお、減損損失の認識の判定の結果、認識は不要と判断しており、当事業年度に減損損失を計上していません。

減損損失の認識の判定は、将来キャッシュ・フローを算定して実施しており、将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎に市場動向及び受注情報の確度を考慮した販売数量の予測や、新規顧客の獲得見込み、将来の収益予測に重要な影響を与える仮定を用いております。また、正味売却価額は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定しており、時価は合理的に算定された価額としております。当該算定には、不動産評価額や撤去費用の見積りといった仮定を用いております。

これらの見積り及び仮定は、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受ける可能性があり、実際の結果と乖離する場合、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産、無形固定資産及び投資不動産に対する減損損失の計上が必要となる可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	63,214千円
繰延税金負債相殺前の金額	186,182千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来の事業計画に基づき課税所得が十分に見込まれ、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の判断において使用する事業計画には、将来の収益予測等の一定の仮定を用いております。そのため、将来の不確実な経済条件の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の結果と乖離した場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	659,273千円
土地	738,270千円
計	1,397,543千円

② 担保に係る債務

長期借入金	1,589,071千円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 26,808,694千円

投資不動産の減価償却累計額	23,113千円
---------------	----------

(3) 流動負債の「その他」に含まれる契約負債の金額 19,572千円

(4) 取引先からの有償支給材料に係る代金相当額が次の科目に含まれております。

なお、有償支給材料代金は、「売上高」及び「売上原価」から控除して表示しております。

売掛金	2,808,102千円
仕掛品	375,220千円
原材料及び貯蔵品	387,967千円
買掛金	3,647,609千円

(5) 国庫補助金等により取得した資産について取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

機械装置	153,786千円
投資不動産	231,045千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	9,152,400株
------	------------

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,242,124株
------	------------

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資計画に必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金が不足するときは短期的な銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、リスク回避に必要な場合のみに限定して使用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の債権管理規程に従って取引を行うことでリスクを軽減しております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。長期借入金は、原則として5年以内の借入期間とし金利変動のリスクを回避するため主に固定金利により調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これらに準ずる事業体及び市場価格のない株式等については「投資有価証券」に含めておりません。当該事業体に対する出資及び当該株式等に対する貸借対照表計上額は、それぞれ303,148千円、0千円であります。また、現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、未収入金、支払手形、買掛金、未払金、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、有価証券は合同運用指定金銭信託であり、すべて短期であるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 (注) 1	2,457,098	2,457,098	－
長期貸付金 (注) 2	28,443	28,951	508
資産計	2,485,542	2,486,050	508
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	1,737,361	1,704,455	△32,905
リース債務 (1年以内返済予定含む)	2,059	2,072	12
負債計	1,739,420	1,706,527	△32,893

(注) 1. 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

2. 貸借対照表では流動資産のその他に含まれている1年以内に返済される長期貸付金（貸借対照表計上額10,683千円）も含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の可能となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,042,672	－	－	1,042,672
その他	－	1,414,426	－	1,414,426
資産計	1,042,672	1,414,426	－	2,457,098

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	－	28,951	－	28,951
資産計	－	28,951	－	28,951
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	－	1,704,455	－	1,704,455
リース債務 (1年以内返済予定含む)	－	2,072	－	2,072
負債計	－	1,706,527	－	1,706,527

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、投資信託は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価格を時価とみなしており、レベル2の時価に分類しております。

当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、従業員向けの貸付であるため元利息の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利息の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、一定の期間ごとに区分した当該リース債務の元利息の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (単位：千円)	
繰越欠損金	2,133,097
減損損失	1,042,451
投資有価証券評価損	164,674
退職給付引当金	77,287
棚卸資産評価損	44,517
賞与引当金	39,541
その他	72,683
繰延税金資産小計	3,574,252
評価性引当額	△3,388,070
繰延税金資産合計	186,182
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△122,967
繰延税金負債合計	△122,967
繰延税金資産の純額	63,214

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社	(有) 松崎興産 (注) 1	(被所有) 直接 16.8%	損害保険 代理業務	保険料の支払 (注) 2	21,819	—	—

- (注) 1. 当社代表取締役松崎建太郎が議決権の100%を直接所有しております。
2. 取引条件は他の一般的取引と同様に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,269円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	80円76銭

10. その他の注記

退職給付の注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。また、従業員の早期退職等に際し、特別退職金を支払う場合があります。

確定給付企業年金制度はポイント制を採用しており、従業員の勤続年数、資格等級及び評価に基づき付与されるポイントの累計数により計算された一時金または年金を支給します。

(2) 退職給付債務に関する事項

①退職給付債務	△1,357,717千円
②年金資産	1,300,999千円
③未積立退職給付債務 (①+②)	△56,718千円
④未認識数理計算上の差異	△189,813千円
⑤退職給付引当金 (③+④)	△246,531千円

(3) 退職給付費用に関する事項

①勤務費用	77,482千円
②利息費用	5,061千円
③期待運用収益	△6,998千円
④数理計算上の差異の費用処理額	3,770千円
⑤小計 (①+②+③+④)	79,315千円
⑥確定拠出年金掛金 (注)	9,201千円
⑦退職給付費用 (⑤+⑥)	88,517千円

(注) 従業員の選択制による確定拠出年金制度への掛金拠出額であります。

(4) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
②割引率	2.3%
③長期期待運用収益率	0.5%
④数理計算上の差異の処理年数	5年 (各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。)
⑤過去勤務費用の処理年数	5年 (その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)

(注) 当事業年度の期首時点の計算において適用した割引率は0.3%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変動が退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を2.3%に見直しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

ジオマテック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 光隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 久美子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジオマテック株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日
ジオマテック株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 松本作太 ㊟
監査等委員 澤口 学 ㊟
監査等委員 寺西尚人 ㊟

(注) 監査等委員澤口 学及び寺西尚人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

